



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社清水銀行
代表者名 取締役頭取 岩山 靖宏
(コード番号 8364 東証プライム)
問合せ先 理事経営企画部長 八木 真樹
(TEL 054-353-7895)

取締役の報酬額改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2023年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の金銭報酬額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、当該制度に関連する議案を、2023年6月22日に開催予定の第148期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

I. 取締役の金銭報酬額の改定

当行の取締役報酬の額は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の確定金額報酬を年額270百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、当該報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の業績連動報酬を年額30百万円以内、株式報酬型ストックオプション制度に関する報酬を年額36百万円以内とそれぞれご承認いただき、今日に至っております。

この間、経済情勢が変動したことや、当行の事業規模等の拡大に伴って取締役の責務が増大したことを考慮し、取締役の金銭報酬額を改めることとし、確定金額報酬の額については年額260百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、業績連動報酬の額については最大年額40百万円以内へと改定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

1. 譲渡制限付株式報酬の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、将来選任される取締役も含め、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当行の取締役報酬の額は、上記I. のとおり、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の確定金額報酬を年額270百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、当該報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の業績連動報酬を年額30百万円以内、株式報酬型ストックオプション制度に関する報酬を年額36百万円以内とそれぞれご承認いただいております（なお、前者の金銭報酬の額については、上記I. のとおり、本株主総会において、確定金額報酬の額については年額260百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、業績連動報酬の額については最大年額40百万円以内とご承認いただく予定です。）。本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、これらの報酬枠の別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当行より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当行の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬枠とは別枠にて年額36百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当行の普通株式の総数は年26,000株以内といたします（なお、当行普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当行の取締役その他当行取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当行の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得すること

以 上